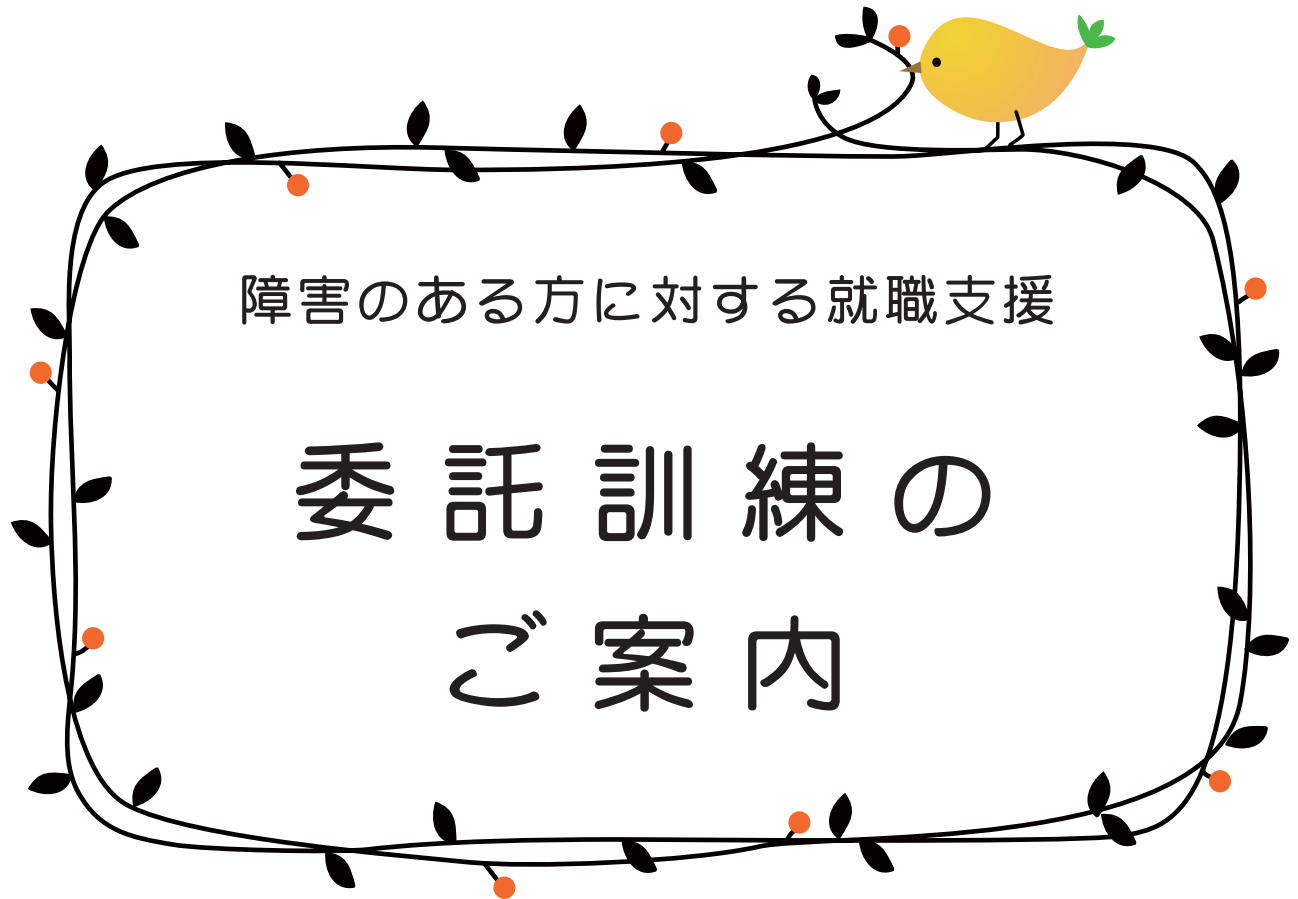


職業訓練を受講し就職を目指しましょう！



障害のある方に対する就職支援

委託訓練の ご案内

「実践能力習得訓練コース」

障害のある方が、企業や事業所内において作業を行い、就労に必要な知識や技能を身につける職業訓練です。訓練実施にあたっては、関係機関が連携し、受講を希望する皆さんと相談しながら進めていきます。

青森高等技術専門校

〒030-0012 青森市大字野尻字今田43-1

八戸工科学院

〒039-2246 八戸市桔梗野工業団地2-5-30

むつ高等技術専門校

〒035-0082 むつ市文京町31-1

障害者職業訓練校

〒036-8253 弘前市緑ヶ丘1丁目9-1

青森県労政・能力開発課

〒030-8570 青森市長島1丁目1-1

ここがポイント!

POINT

- 希望する仕事の実務能力を効果的に身につけることができます。
- 希望する仕事内容の実態が把握できます。
- 自己の適性が把握できます。

【過去の実施例】

- 食器洗浄科〔1ヶ月〕
- 厨房内作業科〔2ヶ月〕
- 環境整備科〔1ヶ月〕
- 農業科〔1ヶ月〕（知的障害者対象）

1 訓練期間 標準3ヶ月（1ヶ月当たり60時間以上）ですが、より短い期間で実施することも可能です。また、総訓練時間300時間・訓練期間6ヶ月以内で訓練期間を2倍まで延長するなど弾力的な実施ができます。

2 受講料 無料です。ただし、交通費や保険料等は自己負担となります。
※訓練期間中の事故対応策として「職業訓練生総合保険」に加入してもらいます。

3 訓練内容 各事業所において、実際の業務に則したカリキュラムを作成し、技術やコミュニケーション能力の向上を目指します。

4 訓練対象者 ハローワークに求職登録を行っている方で、障害者手帳をお持ちの方です。

5 受講手続き 住所を管轄するハローワークの障害者担当窓口で職業相談を行い、求職登録をしてください。
※障害者手帳の写し（精神障害者の方は、「精神障害者保健福祉手帳（写し）」及び「主治医の意見書（写し）」の2通）が必要です。

※なお、訓練中は雇用扱いとなりませんので、賃金の対象にはなりません。この委託訓練終了後に、職場適応訓練や障害者試行雇用（トライアル雇用）などの支援制度が利用できる場合があります。

（ハローワークとの調整が必要です。）

お問い合わせ

下記の各校の障害者委託訓練担当

- 青森高等技術専門学校 017-738-5727
- 八戸工科学院 0178-28-6811
- むつ高等技術専門学校 0175-24-1234
- 障害者職業訓練校 0172-36-6882

または県内各公共職業安定所

